

令和3年第2回（6月）定例会

議案説明

（追加分）

令和3年6月2日

議案番号	件名	ページ
議案第54号	令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について	1
議案第55号	山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	1

それでは、ただいま上程されました諸議案について、御説明いたします。

議案第 54 号は、令和 3 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に先行して給付金を支給しておりますひとり親世帯を除く低所得の子育て世帯において、収入の減少などにより特に大きな負担が生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金を支給するためのものであります。また、このたび議案第 55 号で提出いたしました手数料徴収条例の一部改正により、個人番号カードの再交付手数料については、この 8 月末をもって条例に基づく手数料としての徴収を終了いたしますので、当該手数料の予算を減額することに伴う財源更正を行うものであります。これらはいずれも早急な予算措置が必要な案件であり、歳入歳出それぞれ 5,767 万円を追加し、予算総額を 301 億 3,793 万 9,000 円とするものであります。

補正の内容としまして、まず歳入では、使用料及び手数料 5 万 3,000 円を減額し、国庫支出金 5,772 万 3,000 円を増額しております。

次に歳出では、民生費 5,767 万円を増額しております。なお、総務費については、財源の調整に伴う予算計上となりますので、補正額に増減はありません。

議案第 55 号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、令和 3 年 9 月 1 日以降、個人番号カードの再交付手数料は、地方公共団体情報システム機構がその額を定め徴収するものとなるため、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削除する等の所要の改正を行うものであります。

なお、当該手数料は、地方公共団体情報システム機構との委託契約に基づき市町村において徴収し、同機構に納入することになります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。